就労支援

医療の進歩に伴い、難病の多くが慢性疾患化しています。これに伴い、多くの難病のある人が、治療と両立して活躍できる仕事に就き、通院や体調管理への職場での理解と配慮を得て働き続けることを希望しています。しかし、現状では、治療と両立して仕事を継続することが困難になっている人が一定数あり、適切な専門支援につなげることが大切です。また、難病のある人の相談内容は、難病の症状の影響が分かりにくく、また、一見、医療や生活についての相談や心理的な相談に見えてもその原因に就労問題があったりします。その相談内容は多様で個別性も高く、一律の連携や役割分担の手続きでは的確な問題解決が困難です。**仕事に関する支援は、「治療が終わってから就労支援」ではなく、難病と診断された時から必要です。そして、その支援は、本人側への支援だけでなく職場の理解・配慮の確保などの支援も必要となります。**



仕事に関する相談窓口として、次ページに相談フローを作成しましたので、就労等支援時の参考にしてください。

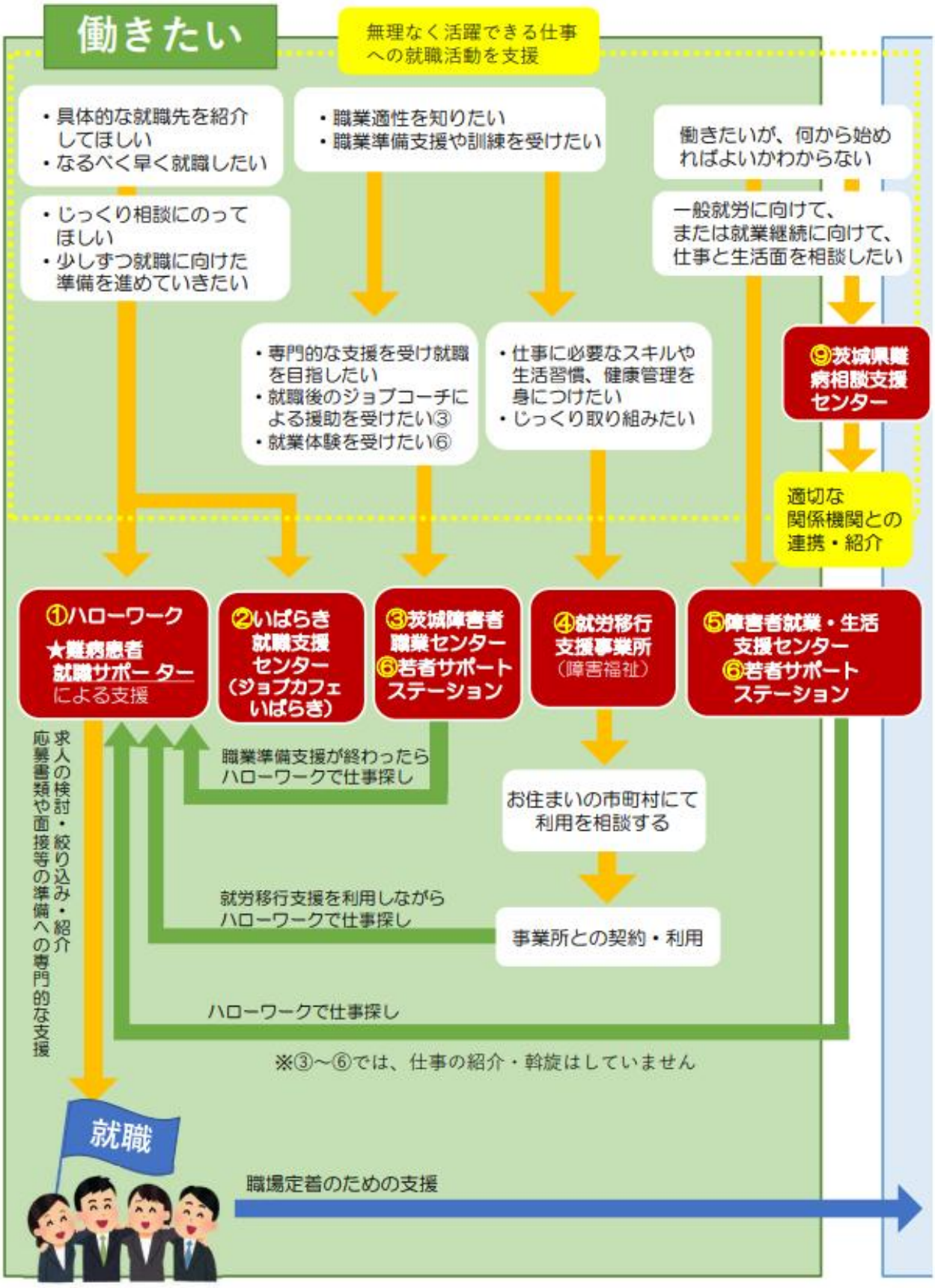
難病の方を対象とした各種雇用支援策リーフレットは、次を参考にしてください。

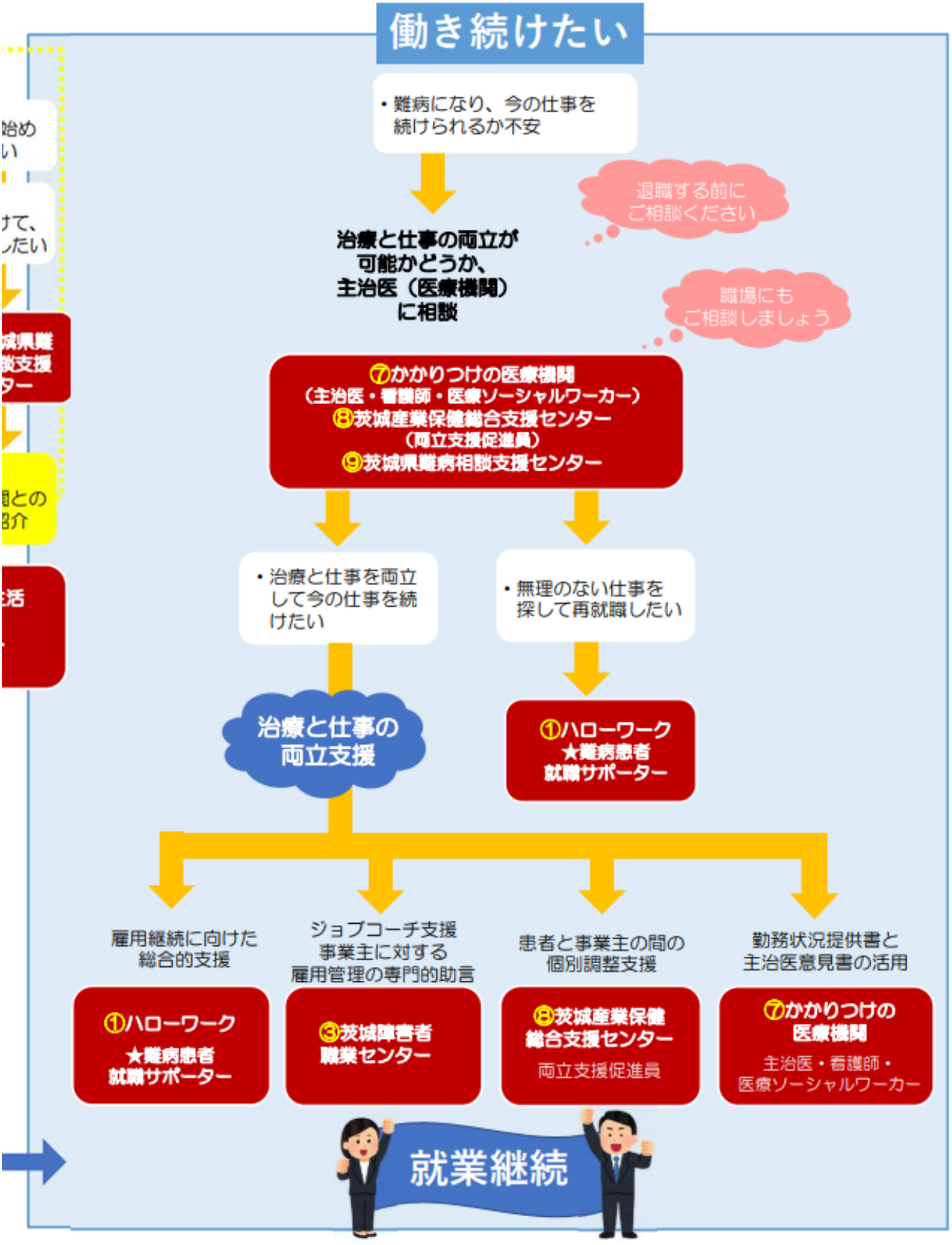
厚労省難病の方を対象とした各種雇用支援策リーフレット　URL:
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou roudou/koyou/shougaishakoyou/06e.html



難病のある人の就労支援活用ガイド　URL:
https://www.nivr.jeed.go.jp/research/kyouzai/h3iskd0000002iv0-att/kyouzai68.pdf

仕事に関する相談窓口の相談フロー




働き続けたい
・難病になり、今の仕事を続けられるか不安
退職する前にご相談ください
治療と仕事の両立が可能かどうか、主治医（医療機関）に相談
職場にもご相談しましょう
⑦かかりつけの医療機関
（主治医・看護師・医療ソーシャルワーカー）
⑧茨城産業保健総合支援センター
（両立支援促進員）
⑨茨城県難病相談支援センター
・治療と仕事を両立して今の仕事を続けたい
・無理のない仕事を探して再就職したい
治療と仕事の両立支援
①ハローワーク
★難病患者就職サポーター
雇用継続に向けた総合的支援
ジョブコーチ支援
事業主に対する雇用管理の専門的助言
患者と事業主の間の個別調整支援
勤務状況提供書と主治医意見書の活用
①ハローワーク
★難病患者就職サポーター
③茨城障害者職業センター
⑧茨城産業保健総合支援センター
両立支援促進員
⑦かかりつけの医療機関
主治医・看護師・医療ソーシャルワーカー
就業継続

就労を希望する方　＜患者･ご家族等への支援＞

ハローワーク土浦　連絡先　℡029-822-5124　　（土浦市宍塚1838）

＜自動音声に従い、 ＃41を押すと職業相談部門につながります＞

ハローワークの役割

ハローワーク土浦では、難病患者就職サポーターを配置し、難病相談支援センターと連携しながら、就職を希望する難病の方に対して、症状の特性を踏まえたきめ細かな就労支援や、在職中に難病を発病した方の雇用継続などの総合的な支援を行っています。

⇒**難病患者就職サポーターの役割**として

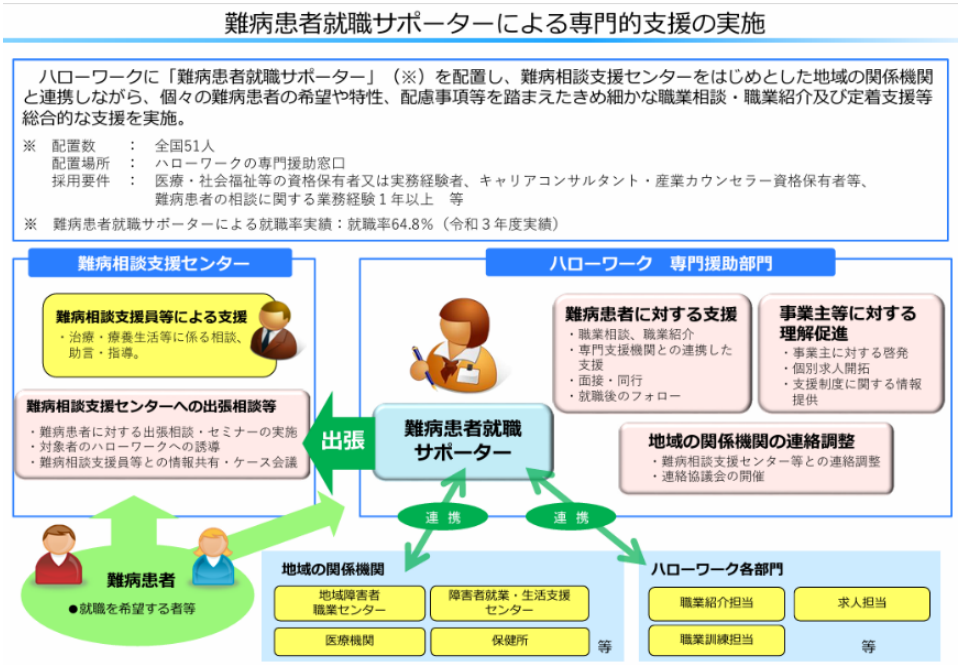
症状の特性を踏まえたきめ細かな就労支援や、在職中に難病を発病した方の雇用継続などの総合的な支援を行っています（厚生労働省 HP より抜粋）。

具体的には、

①就労支援としては、職業相談や職業紹介、面接時の同行面接や就職後のサポートなど

②雇用継続などの支援に関しては、職場と相談者の要望確認や対応の調整など

を行っています。



⇒**社労士による年金相談**

毎週火曜･木曜の 8 時 30 分から 17 時に、各種年金についての相談を受けています。

・仕事と年金の関係

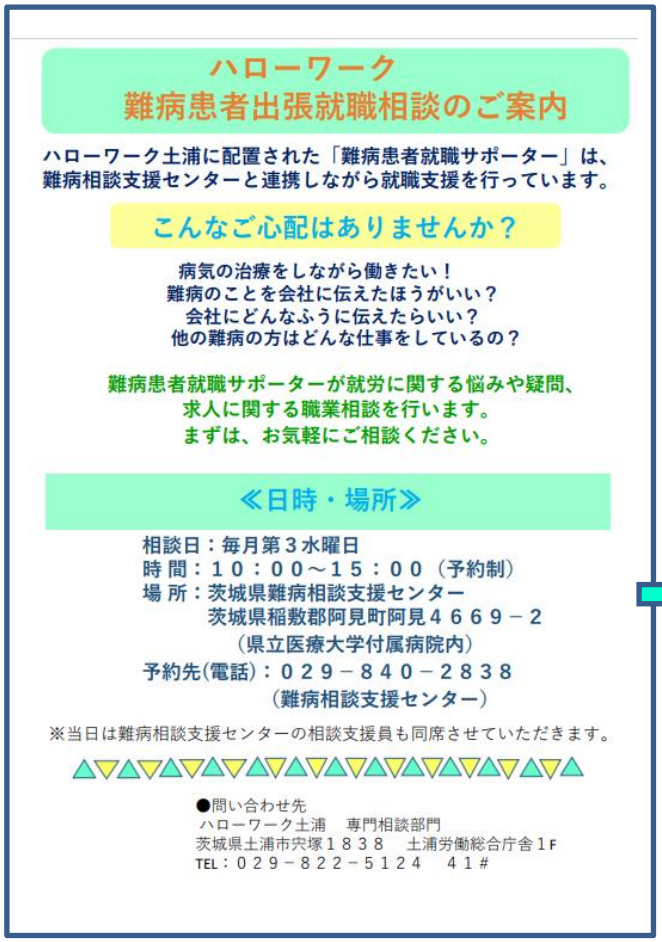
・障害年金を受けられるか

・働くときに障害年金を理由に断られないか

・働きたいが、難しそうなので障害年金の等級を上げられないか　など

ハローワーク　難病患者出張就職相談のご案内

◆　毎月　第３水曜日　１０時００分～１６時００分



ハローワーク
難病患者出張就職相談のご案内

ハローワーク土浦に配置された「難病患者就職サポーター」は、
難病相談支援センターと連携しながら就職支援を行っています。

こんなご心配はありませんか？

病気の治療をしながら働きたい！
難病のことを会社に伝えたほうがいい？
会社にどんなふうに伝えたらいい？
他の難病の方はどんな仕事をしているの？

難病患者就職サポーターが就労に関する悩みや疑問、
求人に関する職業相談を行います。
まずは、お気軽にご相談ください。

≪日時・場所≫

相談日：毎月第３水曜日
時 間：１０：００～１５：００（予約制）
場 所：茨城県難病相談支援センター
茨城県稲敷郡阿見町阿見４６６９－２
（県立医療大学付属病院内）
予約先(電話)：０２９－８４０－２８３８
（難病相談支援センター）

※当日は難病相談支援センターの相談支援員も同席させていただきます。

●問い合わせ先
ハローワーク土浦　専門相談部門
茨城県土浦市宍塚１８３８　土浦労働総合庁舎１F
TEL：０２９－８２２－５１２４　４１＃

難病相談支援センター　出張相談日程

（難病患者就職サポーター）

2026（令和８）年度（祝日等休み）

◆　毎月　第３水曜日　１０時００分～１６時００分

2026年4月15日
2026年5月20日
2026年6月17日
2026年7月15日
2026年8月19日
2026年9月16日
2026年10月21日
2026年11月18日
2026年12月16日
2027年1月20日
2027年2月17日
2027年3月17日

1ページ

茨城産業保健総合支援センター

連絡先　℡029-300-1221（水戸市南町 3-4-10 水戸 FF センタービル８階）

茨城産業保健総合支援センター　両立支援促進員の役割として

1　茨城県難病相談支援センターへの出張相談

2　就労に関する様々な相談を受けています

例）・難病と診断されたが働き続けるためにどうしたら良いか
・どのように会社に対し言ったらいいだろうか
・職場の理解・協力を得るためにどうしたら良いだろうか
・働き続ける為に利用できる制度（傷病手当金、障害年金等）の紹介

3　個別調整支援

例）事業場と労働者（難病患者）の双方が同意した場合に、事業場を訪問して労働者（難病患者）の健康管理や仕事との両立の方法などについて調整を行い、両立支援のプランや職場復帰のプランの作成の助言指導を行います。

難病相談支援センター

連絡先　℡029-840-2838（稲敷郡阿見町阿見 4669－2　茨城県立医療大学内）

難病相談支援センターの役割

（難病相談支援センターパンフレットより）

「相談支援員」が窓口となって、就労相談を受けています。
ハローワークの難病患者就職サポーターと連携し、就労相談を行っています。
必要に応じて出張相談や障害者就業・生活支援センターや茨城障害者職業センターとの連携も行います。
また、産業保健総合支援センターの両立支援促進員と連携して、治療と仕事の両立支援や継続して就労ができるための継続的なフォローアップを行っています。

難病患者就職サポーター出張就労相談

難病に関する知識を持つハローワークの専門スタッフとともに、就労に関するご相談をお受けします。

相談日時 ： 毎月第3水曜日　10時00分～12時00分
　　13時00分～15時00分
相談場所 ： 茨城県立医療大学付属病院内（茨城県稲敷郡阿見町阿見4733）
予　　約 ：予約制となっておりますので、下記までお電話にてご予約ください。
問合せ先 ：茨城県難病相談支援センター　電話029－840－2838

茨城産業保健総合支援センター　両立支援促進員出張相談

茨城産業保健総合支援センターの両立支援促進員が、難病相談支援センターに出張し、治療と仕事を両立するためのさまざまなご相談や制度の紹介等を行っています。

相談日時 ： 完全予約制となっておりますので、お電話にてご予約ください。
問合せ先 ：茨城県難病相談支援センター　電話029－840－2838

難病相談支援センターでの相談リーフレット





難病相談支援センターHP　URL：

https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/yobo/shitpei/nannbyousoudannsienn01.html

＜求職者・事業主への支援＞

ハローワークでは、難病の方の就労を支援しております。

・「難病患者就職サポーター」が雇用継続できるよう事業主への相談対応

・難病の方の雇用に関し、助成金の支給

問い合わせ先

ハローワーク土浦　連絡先　℡029-822-5124（土浦市宍塚 1838）



難病のある人の雇用管理マニュアル

URL: https://www.nivr.jeed.go.jp/research/kyouzai/p8ocur0000000x70-att/kyouzai56.pdf

難病の方を対象とした各種雇用支援策リーフレット

URL: https://www.mhlw.go.jp/content/000761866.pdf

求職者・事業主の皆さまへ

難病の方の就労を支援しています

厚生労働省では、「**難病患者就職サポーター**」や**各種助成金**など、
難病の方を対象とした雇用支援を実施しています。



難病患者就職サポーター

ハローワークの専門援助窓口に配置しています。難病相談支援センターと連携しながら、就職を希望する難病の方に対して、症状の特性を踏まえたきめ細かな就労支援や、在職中に難病を発症した方の雇用継続などの総合的な支援を行っています。新たに仕事をしたいと考えている方、仕事を続けられるかどうかお悩みの方は、ぜひ、お気軽にお問い合わせください。(配置安定所、お問い合わせ先は別紙2をご参照ください。)

難病の方を対象とした助成金等

以下の助成金等は、**難病の方を雇用する事業主が申請し、支給要件を満たした場合、事業主に対して支給されます。**支給要件などの詳細は、都道府県労働局または高齢・障害・求職者雇用支援機構にお問い合わせください。 ※事業主の方が支給要件を満たさない場合、受給できません

新しく難病の方を雇い入れる場合の助成金　問い合わせ先：労働局およびハローワーク

特定求職者雇用開発助成金　発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース

難病の方等をハローワーク等の紹介により継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成します。
※こちらの助成金の対象は、別紙1－1、1－2の表に記載されている疾病に限られます。

対象労働者	企業規模	支給額
短時間労働者以外の者	中小企業	120万円
	中小企業以外	50万円
短時間労働者 (1週間の所定労働時間が 20時間以上30時間未満である者)	中小企業	80万円
	中小企業以外	30万円

トライアル雇用助成金　障害者トライアルコース

ハローワーク等の紹介により、就職が困難な障害者を一定期間雇用する事業主に対して助成します。

対象労働者	支給額
精神障害者	月額最大8万円を3か月、月額最大4万円を3か月(最長6か月間)
精神障害者以外	月額最大4万円(最長3か月間)

※表に記載している内容は一部抜粋です。支給額の詳細や支給要件は別途ご確認ください。

厚生労働省 都道府県労働局・ハローワーク

LL070619障01

両立支援について

難病と診断されても、治療を受けながら仕事を継続することができます。
そのためには、難病と診断されてからなるべく早めに対応できるように、次のことを確認して両立支援コーディネーターに相談しましょう。

◎利用できる勤務制度休暇制度

利用できる勤務制度、休暇制度はありますか？

職場によって、導入している勤務制度や休暇制度等は異なりますが、主な制度として以下のものが挙げられます。

働き方

時差出勤
始業及び終業の時刻を変更することにより、身体に負担のかかる通勤時間帯を避けて通勤するといった対応が可能となります。

短時間勤務
療養中・療養後の負担を軽減すること等を目的として、所定労働時間を短縮する制度です。
※育児、介護休業法に基づく短時間勤務制度とは別のもの

在宅勤務（テレワーク）
パソコンなどの情報通信機器を活用した場所にとらわれない柔軟な働き方です。自宅で勤務することにより、通勤による身体への負担を軽減することが可能となります。

試し出勤制度
長期間にわたり休業していた労働者に対し、勤務時間や勤務日数を短縮した試し出勤等を行うものです。復職や治療を受けながら就労することに不安を感じている労働者や、受入れに不安を感じている職場の関係者にとって、不安を解消し、円滑な就労に向けて具体的な準備を行うことが可能となります。

フレックスタイム制度
1か月以内の一定期間（清算期間）における総労働時間をあらかじめ定めておき、その枠内で各日の始業及び終業の時刻を自主的に決定し働く制度です。

通勤緩和
ラッシュアワーの混雑を避けて通勤することができるように調整します。

休暇

時間単位の年次有給休暇
労働基準法に基づく年次有給休暇は、1日単位で与えることが原則ですが、労使協定を結べば、1時間単位で与えることが可能です（上限は1年で5日分まで）。

病気休暇
入院治療や通院のために、年次有給休暇とは別に休暇を付与するものです。取得条件や取得中の処遇（賃金の支払いの有無等）等は事業場ごとに異なります。

◎活用できる支援制度

活用できる支援制度は何がありますか？

病気になると、まず気になるのがお金のこと。
治療でお金がかかるだけでなく、これまでと同じように働くことが難しくなり、収入が減ってしまうこともあります。医療費や生活費をサポートしてくれる制度については、知らないことやわからないことが多いものです。

治療費支援

高額療養費制度（窓口：職場）
同一月に支払った医療費の自己負担額が一定金額（自己負担限度額）を超えた場合に、超過分が後で払い戻される制度です。自己負担限度額は被保険者の年齢・所得状況により設定されています。診療月から払い戻しまでは通常、3か月以上かかります。

限度額適用認定証（窓口：職場）
事前に発行された本認定証を医療機関等に提示することで、高額療養費制度を利用する場合に、1か月間の窓口での支払いが自己負担限度額以内に抑えられます。

高額医療・高額介護合算療養費制度（窓口：職場）
1年間に医療保険・介護保険の両方で自己負担があり、医療保険・介護保険の自己負担額の合算が基準額を超えた場合、超過分の払い戻しを受けられます。

確定申告による医療費控除（窓口：所轄税務署）
同一年に自身や生計を一にする配偶者・その他親族のために支払った医療費のうち、一定金額分の所得控除を受けられます。

指定難病・小児慢性特定疾病の患者に対する医療費助成制度（窓口：都道府県等）
国が指定した難病等にかかっている患者のうち、一定の基準を満たす方の医療費について自己負担分の一部に助成が受けられます。

肝炎患者（B型・C型）に対する医療費の支援（窓口：都道府県）
肝炎（B型・C型）の医療費について、同一月に支払った医療費の自己負担額が一定金額を超えた場合、医療費の助成を受けられます。その他、初回精密検査費や定期検査費（年2回まで）の助成を受けることができます。

◎その他に傷病手当金や障害年金などの生活支援について
（詳細は「治療しながら働く人を応援する治療と仕事の両立支援ハンドブック」を参照）

「治療しながら働く人を応援する治療と仕事の両立支援ハンドブック」から抜粋



URL: https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp/files/pdf/231003_chiryou_handbook_web_A.pdf

◎治療と仕事の両立支援ナビ

両立支援に関するガイドラインやマニュアル等が、事業者、労働者（患者）、医療機関、支援機関等向けに作成され、いつでもダウンロードできます。

URL: https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp/useful/download/#sec02



◎両立支援リーフレット<相談先>





URL: https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp/files/pdf/2024_chiryou_leaflet_kigyou.pdf

治療と仕事の両立支援の検討は、両立支援を必要とする労働者（患者）からの申出から始まります。

両立支援に関する事業場内ルール等に基づいて、支援に必要な情報を収集して事業者に提出する必要があります。

事業場が定める様式等を活用して、患者の仕事に関する情報を主治医に提供した上で、主治医から情報提供を受けることが望ましいとしています。

両立支援計画を立てる際は、仕事の内容と治療に関する情報は重要です。

これらのことがまとめられている**「治療と就業の両立支援指針」**を活用していきましょう。

「治療と就業の両立支援指針」



勤務情報を主治医に提供する際の様式例



「治療と就業の両立指針」

URL: https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001666819.pdf

「治療と仕事の両立支援カード」ができました。

企業・医療機関連携マニュアルに「治療と仕事の両立支援カード編」ができました。

URL: https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001468793.pdf

＊治療と仕事の両立支援カードの様式は、
「治療と就業の両立支援指針」の P52 以降をご覧ください。